



中村会計だより 冬号

うっかり贈与に注意しましょう！



その気がなくても贈与認定されてしまうかも・・・

贈与税は、その年の1月から12月の間に授受があった資産について翌年に確定申告をしますが、毎年後を絶たないのが本人にはその気がないのに贈与扱いされてしまう「うっかり贈与」です。

代表的なものには、親から子へ的高级なプレゼントが挙げられます。親が子に援助することは税法でも認められていて、生活費の支援や学費を支払うことは贈与税の対象となることはありません。

しかし、あくまで非課税として認められるのは「通常必要とされる」範囲内だけで、例えば高級車や宝石類、不動産などは含まれません。車であれば、税務署は定期的に陸運局で車検の名義をチェックして、学生が自己資金で購入できるはずがないと判断すれば「お尋ね文書」を送り、贈与の事実を把握しようとしています。また、宝石ならば定期的にデパートや宝石商などに出向き、高額商品の取引リストを作成し、反面調査を行うこともあるようです。

他にも、**住宅の増築費用**なども「うっかり贈与」に当てはまりやすいケースの一つです。子名義の家に、3世代同居を目的とした増築を施したとします。費用を負担したのが誰であろうと、増築部分は元からある家に吸収される形で子名義となってしまいます。その費用を親が負担した場合、親から子への贈与とみなされてしまいます。贈与税の課税を避けるためには、増築部分にかかった費用に当たる持分を親に移転する（登記による持分割合の変更）方法や、住宅の取得や増築のための一括贈与を非課税とする特例を活用する方法があります。

いずれにしても、**高額な資産の移動には贈与税**という税金が絡んでくることを念頭に置く必要があります。もし贈与に該当しそうな事柄がある場合は、事前に中村会計の担当者に相談して下さい。

基礎控除後の 課税価格	【改正前】	【改正後】		
	税率	一般税率 (一般贈与財産) ^(※)	特例税率 (特例贈与財産) ^(※)	
～ 200万円以下	10%	10%	10%	
200万円超 ～ 300万円以下	15%	15%	15%	
300万円超 ～ 400万円以下	20%	20%	20%	
400万円超 ～ 600万円以下	30%	30%	20%	
600万円超 ～ 1,000万円以下	40%	40%	30%	
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	50%	45%	40%	
1,500万円超 ～ 3,000万円以下		50%	45%	
3,000万円超 ～ 4,500万円以下		55%	50%	50%
4,500万円超 ～			55%	55%

※特例税率は直系尊属(祖父母や父母など)から、その年の1月1日において20歳以上の者(子・孫など)への贈与税の計算に使用します。平成27年1月1日以降改正後の税率適用。

固定資産税・都市計画税がゼロ又は1/2に！

令和3年度分の1年に限り、下記条件に該当する中小事業者等に対して、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準が**ゼロ**又は**2分の1**とされます。

令和2年2月から令和2年10月の任意の連続する3か月の売上が対前年同期比で、

- ・30%以上減少した場合……対象となる資産の税額を1/2減免
- ・50%以上減少した場合……対象となる資産の税額を全額免除

軽減措置を受けるには、経営革新等支援機関等(当事務所も該当)の確認が必要で、令和3年1月4日から令和3年2月1日までに市町村の窓口申請する必要があります。

当事務所では、該当する関与先に申請の案内を行っていきます。

マイナポイント事業が開始されています！

2020年9月1日から「マイナポイント事業」がスタートしています。

マイナポイント事業は、マイナンバーカード普及に向けた取り組みの1つで、2020年9月から2021年3月までの7カ月間実施されます。マイナンバーカードを取得し、所定の設定を行い、キャッシュレス決済サービスを提供する決済事業者の選択をします。そしてチャージ・買い物をする**と、25%のポイントが還元**されます。上限は**5,000円相当**です。

キャッシュレス決済サービスは、クレジットカードやデビットカード、Suicaなどの電子マネー、PayPayなどのQRコード決済から**「どれかひとつ」**を選択します。

お得なマイナポイントですが、活用するには3つの準備が必要です。

- ①マイナンバーカードの取得
- ②マイナポイントを予約
- ③マイナポイントの申込み=キャッシュレス決済サービスの選択



一番重要なのはマイナンバーカードの取得です。申込みから取得までは、**約1カ月**かかります。来年3月にはマイナポイント事業が終了してしまいますので、利用される方は早めの申請を。

ユーザー取り込みの為に、25%の還元プラスしてボーナス還元を行っている事業者もあり大変お得なキャンペーンとなっています。各事業者ごとにボーナス金額・キャンペーン期間が異なる為、

事前にチェックしておくといいでしょう。お得な事業者だからといっても、利用しなければ還元もされないの**で、利用する頻度の高い事業者を選ぶ事が大切です。**

